

国 総 建 第 6 5 号
平成 2 1 年 6 月 1 2 日

官 房 長 殿
土地・水資源局水資源部長 殿
道 路 局 長 殿
住 宅 局 長 殿

建設流通政策審議官

工事の請負契約の適正化等について

我が国の建設産業は、基幹産業として大きな役割を果たしているところですが、昨今の経済状況の急速な悪化等により、極めて厳しい経営環境に直面しております。

このような状況の中で、本年4月10日の「経済危機対策」においては、「公共事業等の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進」や「公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進」に取り組むこととされました。

国の平成21年度補正予算が本年5月29日に成立したところですが、「経済危機対策」及び本年6月12日に閣議決定された「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を踏まえ、貴局等所管独立行政法人等の発注する公共工事について、適正価格での契約、地域企業の適切な評価等を推進するため、入札及び契約の改善を早急に行うとともに、中小企業の受注機会の確保に配慮する必要があります。

このため、別紙の貴局等所管独立行政法人等において以下の事項について協力を要請しますので、周知徹底をお願いします。

記

(入札及び契約の改善について)

- 一 適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、今年度から低入札価格調査基準価格に係る中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを更に見直したことを踏まえ、これらの算定式の改訂や設定範囲の引上げを適切に行うこと。
- 二 予定価格等の事前公表を取りやめ、事後公表に移行すること。
- 三 いわゆる歩切りによる予定価格等の不当な切下げは厳に慎むとともに、予定価格等の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させること。また、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

(中小企業者への配慮について)

- 四 本年6月12日に閣議決定された「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を踏まえ、分離・分割発注の推進、適切な地域要件の設定等地域の中小企業者への配慮のための所要の措置を講じること。

(資金繰りの円滑化について)

- 五 公共事業の前払金について、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、同様の対応を行うよう努めること。また、中間前払金についても、国土交通省直轄事業においては請負代金額の2割を支払対象としていることも踏まえ、同様の対応を行うよう努めること。
- 六 完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施すること。工事請負代金の請求書を受領後直ちに支払い手続を開始する等、その支払手続の迅速化により、可能な限り早期に支払うよう努めること。
- 七 地域建設業経営強化融資制度（下請セーフティネット債務保証事業を含む。）について、未導入法人はその導入に努めるとともに、導入済法人については債権譲渡の承諾の迅速な運用に努めること。

(別 紙)

大臣官房

(鉄道局)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(自動車交通局)

独立行政法人自動車事故対策機構

(航空局)

独立行政法人空港周辺整備機構

成田国際空港株式会社

関西国際空港株式会社

土地・水資源局

独立行政法人水資源機構

道路局

首都高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株式会社

住宅局

独立行政法人都市再生機構